

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	日本都市センター会館事業	第4条第1項第6号
事業の概要		
<p>現日本都市センター会館は、相互救済事業の実施により生じた、将来の災害時におけます共済金の支払いに備えるための資産を土地・建物としてその価値の保全を図りますとともに、全国の都市関係者等の首都におけます活動の中心的拠点としての役割を担うべく建設された旧会館（昭和34年2月）の老朽化に伴い、本会創立50周年記念事業の一環として、平成11年6月に竣工、開業したものです。</p> <p>会館敷地（約6,300平方メートル余り）の半分以上をせせらぎや散策路、緑地といった公開空地として、地域の方々にも親しみやすい場とするとともに、建物内部には、宿泊室、会議室、飲食施設（以上は「都市センターホテル」として、外部事業者へ運営委託）、オフィス（貸事務室）などの機能を複合、一体化することにより、広く多くの皆様方の多目的な利用に供しております。</p> <p>貸事務室につきましては、都市東京事務所を積極的に誘致し、現在、27市の東京におけるの活動拠点としてご利用いただいております。</p> <p>会議室につきましては、国際会議が可能（同時通訳設備あり）な最大750人収容のホールほか26室を有し、各種の会議、セミナー、研修等の開催に適した設備を整え、自治体、公益法人、学会をはじめ、一般企業その他多くの皆様方に広くご利用いただいております。</p> <p>また、客室327室（お身体のご不自由な方のご利用も可能なハンディキャップルームあり）、飲食施設を整えています。</p> <p>平成22年度実績</p> <p>○会館収益金 31億6,500万円 （貸事務室、会議室、宿泊室、飲食施設など）</p> <p>○利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸事務室 （利用者区分） 室数 東京事務所 27 その他 3 ・会議室 延べ利用件数 3,226件 （ホール、大会議室、中会議室、小会議室） ・宿泊室 延べ利用者数 100,704人 （客室数 327室） 		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠														
収 2	道路賠償責任保険取扱等市の利便に資する保険手続きに関する事業	第4条第1項第7号														
事業の概要																
<p>次の二つの業務を行っています。</p> <p>○ 道路賠償責任保険取扱業務（事業開始：昭和49年度） 市が管理する道路あるいは道路管理の瑕疵による賠償責任を補償する道路賠償責任保険について、本会は損害保険会社と団体加入に関する特約を締結し、多くの市にご利用いただいています。団体特約とすることで、市がそれぞれで契約するより割安な保険料が適用され、市の経費節減となっています。損害保険契約は、国内大手損保会社による共同引受となっています。</p> <p style="text-align: center;">平成22年度取扱状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">加入市数</td> <td style="text-align: right;">603市</td> </tr> <tr> <td>加入道路延長距離</td> <td style="text-align: right;">79万5,743km</td> </tr> <tr> <td>取扱保険料</td> <td style="text-align: right;">6億6,087万3,939円</td> </tr> <tr> <td>取扱手数料</td> <td style="text-align: right;">3,307万8,073円</td> </tr> </table> <p>○ 自動車損害賠償責任保険代理店業務（事業開始：昭和30年度） 市の便宜のために損害保険会社の代理店として、自動車損害賠償保障法による責任保険の取扱いを行っております。自賠責保険制度開始のおり、市の要望により取扱いを始めたもので、市等公共団体所有の車両以外は取り扱っていません。</p> <p style="text-align: center;">平成22年度取扱状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">取扱台数</td> <td style="text-align: right;">1万3,061台</td> </tr> <tr> <td>取扱保険料</td> <td style="text-align: right;">2億0,898万9,720円</td> </tr> <tr> <td>代理店手数料</td> <td style="text-align: right;">1,990万2,474円</td> </tr> </table>			加入市数	603市	加入道路延長距離	79万5,743km	取扱保険料	6億6,087万3,939円	取扱手数料	3,307万8,073円	取扱台数	1万3,061台	取扱保険料	2億0,898万9,720円	代理店手数料	1,990万2,474円
加入市数	603市															
加入道路延長距離	79万5,743km															
取扱保険料	6億6,087万3,939円															
取扱手数料	3,307万8,073円															
取扱台数	1万3,061台															
取扱保険料	2億0,898万9,720円															
代理店手数料	1,990万2,474円															
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）																
許認可等の名称																
根拠法令																
許認可等行政機関																
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）																

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。